久留米市感染症拡大 防止対策強化補助金

申請の手引き

9月3日改定版

久留米市事業者支援金コールセンター

CONTENTS 目次

| 制度の概要 | ・・・・・1ページ |
|----------------------|-------------|
| 補助額 | |
| 補助対象事業者 | |
| • 【別表1】 | ・・・・・2ページ |
| 補助対象経費の例 | ・・・・・3ページ |
| 工事 | |
| • 物品購入 | |
| 申請手続き | ・・・・・4ページ |
| 手続きの流れ | ・・・・・5ページ |
| 必要書類 | ・・・・・6ページ |
| 1. 交付申請 | |
| 2. 実績報告 | |
| 3. 補助金の請求 | ・・・・・7ページ |
| 対象外経費 | ・・・・・8ページ |
| その他 | |
| 補助金に関するお問合も | と先・・・・・9ページ |

制度の概要

コロナ禍において、市内の店舗等(不特定多数が来客する施設等)で、感染拡大 防止対策の強化をしようとする中小企業・個人事業者の皆様を支援します。

補助額

補助額は以下の12の経費に、補助率3分の2を乗じた額を合わせて最大60万円。(物品購入の補助額の上限は20万円)

- ① 感染症対策強化にかかる工事経費
- ② 感染症対策強化にかかる物品購入経費

なお、補助金の申請は、1事業者につき1度限りです。

補助対象事業者

補助対象者は、以下のすべての要件を満たす事業者です。

- 1. 久留米市内で、店舗等(不特定多数が来客する施設等)を運営している中小 企業・個人事業者であること。(対象店舗等(施設等)は【別表1】参照)
- 2. 令和3年4月1日から令和4年1月末までに、業種別ガイドラインの趣旨に 沿った、換気や非接触、飛沫対策などの、感染拡大防止対策の強化に資する 工事または物品の購入を実施した(する予定の)事業者であること。
- 3. 市税を滞納していないこと。
 - ※市外事業者の方で、久留米市内に店舗等がある方も、久留米市の「滞納なし証明」 が必要になります。
- 4. 申請時に、必要な許可などを取得のうえ、対象店舗等を運営していること。 ※ 新規開設(移転も含む)に必要な設備投資に使える補助金ではありません。
- 5. 暴力団または暴力団員、それらと密接な関係を有する者に該当しないこと。 (法人の場合は、代表者及び役員が上記に該当しないこと。)

| 【別表1】 業種 | 施設の例 |
|------------|--|
| 小売業 | 食料品店、衣料品店、靴屋、雑貨屋、寝具屋、酒屋 等 |
| 飲食サービス業 | 各種飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋、バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ 等 |
| 生活関連サービス業 | クリーニング店、理容室、美容室、浴場等 |
| 娯楽業 | 映画館、スポーツ施設、遊技場 等 |
| 専門・技術サービス業 | 法律・行政書士事務所、デザイン事務所 等 |
| 宿泊業 | ホテル、旅館 等 |
| 療術業 | あんま、はり・きゅう、整骨院、整体院 等 |
| 教育、学習支援業 | 学習塾、音楽・スポーツ教室 等 |
| 運輸業 | バス、タクシー等 |
| 不動産、物品賃貸業 | 不動産代理店、マンション仲介店、各種レンタルショップ 等 |

上記のほか来客型の店舗又は施設等で、これらに類するものと認められるもの

※以下のものは、対象外となります。

- 1. 性風俗関連特殊営業
- 2. 政治・経済・文化・労働・宗教等の各種団体
- 3. その他、本補助金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断するもの

【不特定多数の来客】

- ◎ 個人、一般消費者に商品、サービスを提供(B to C)
- 業 企業、業者に商品、サービスを提供(B to B)

医療機関等、介護施設等、障害者福祉サービス事業所等、保育施設等は、国・県・市の別の支援事業がありますので、そちらのご活用も検討ください。

詳しくは、久留米市事業者支援金コールセンターまで事前にご確認ください。

補助対象経費の例

業種別ガイドラインの趣旨に沿って導入された経費が対象になります。

※可能な限り、市内事業者からの導入をご検討ください。

エ 事

| 内容 | 工事の例 |
|-----|--|
| 換 気 | 換気扇設置 換気機能付きエアコン設置 換気用窓の設置・改修工事 等 |
| 非接触 | ・ 自動水栓への改修・ 非接触センサー付きトイレへの改修・ 自動ドア設置 等 |
| 衛生 | 手洗い場増設客席用間仕切り壁設置個室化 等 |
| その他 | 室内空間の拡張やテラス設置テイクアウト対応カウンターの設置等 |

物品購入

| 対象 | 物品購入の例 |
|-----|---|
| 換 気 | 空気清浄機(ウイルス捕集機能搭載等) サーキュレーター(換気に資するもの) CO²濃度センサー 等 |
| 非接触 | ・ 足踏み式消毒スタンド・ 自動券売機 等 |
| 衛 生 | サーマルカメラアクリルパーティション 等 |
| その他 | フロアマーカー(フィジカルディスタンスサイン)ベルトパーティション 等 |



申請手続き

【別表2】に記載の申請書類をメールまたは郵送にて提出してください。

1. 受付

予算に限りがありますので、現在ご検討中の方は、 令和3年9月30日(木)までに申請手続きをお済ませください。

- 2. 申請方法 ※申請書類等に押印する印鑑は必ず統一してください。
 - ▼ メール (件名は「補助金申請(申請者名)」としてください。)

申請書類等を添付して下記アドレスに送信してください。(23時59分まで有効) hojokin@city.kurume.fukuoka.jp

▼ 郵 送(令和3年9月30日(木)消印有効)

差出人住所・氏名を封筒裏面に記載し、下記宛先までご郵送ください。

【宛先】〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市事業者支援金コールセンター 宛

申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3020joseiseido/2021-0621-2109-75.html

<メールに関する注意事項>

- □ 提出書類は、郵送で提出する場合と同じです。
- □ 申請書等の提出は、スキャナで取り込む、または、データを直接編集のうえ、ファイル 形式をPDFに変更して、添付する形式でお願いします。スマートフォン等で撮影した 画像ファイルでの提出も可能ですが、文字等が鮮明に確認できるようにしてください。 工事の場合の図面等、鮮明な画像での提出が難しい場合は郵送でお願いします。
- □ 1つのメールに添付できるファイルの容量は約20MB(メガバイト)までとなりますので、 容量を超えてしまう場合は、メールを分割して送信ください。
- □ 市でメールを受信した場合は、受信を確認した旨の返信を行います。複数回送信された場合は、それぞれのメールに返信しますので、すべてのメールに返信が来ているかご確認ください。

<郵送に関する注意事項>

- □ 日本郵便の簡易書留などの記録が残る方法で郵送ください。
- 書類の記入に当たっては、必ず黒ボールペンを使用してください。消せるボールペン 等は使用しないでください。
- □ 郵送時は封筒に差出人の住所及び申請者名を記入してください。
- 郵送料はご自身での負担となります。

手続きの流れ

Ⅰ. 通常のケース

申請者は、申請・実績報告・補助金の請求のタイミング毎に書類を提出する必要があります。

1. 申 請 申請書類【別表2】をメールもしくは郵送にて送付

市

書類内容の審査・交付決定

交付決定後に工事の着工、および物品の購入

2. 実績報告

領収書の原本、実績報告書等【別表3】を郵送

完了日の翌日から1ヶ月経過した日または令和4年1月31日(月) のいずれか早い日まで

市

実績内容の確認・補助額の確定

3. 補助金の請求

所定の請求書を郵送

令和4年3月15日(火)まで

市

補助金の支給

Ⅱ. 事後申請のケース

令和3年4月1日から6月30日までの間に工事着手または物品購入を行った方が対象となります。

物品購入のみの場合は、令和3年7月1日以降に購入した場合についても、購入 した後に申請することができます。

1·2 申請·実績報告

【別表2】及び【別表3】を郵送(一部書類省略可)

市

実績内容の確認・補助額の確定

3. 補助金の請求

所定の請求書を郵送

市

補助金の支給

必要書類

1. 交付申請

| 【別表2】申請書類 | 備考 |
|-----------------------|--|
| 交付申請書 | 【第1号様式】 |
| 事業計画書(支出計画書を含む) | 【第2号様式】 |
| 宣誓·同意書 | 【第3号様式】 |
| 役員名簿【法人のみ】 | 【第4号様式】 |
| 滞納がないことの証明※1 | 滞納なし証明 等 (注意)市外事業者の方で、久留米市内に店舗等がある方は、久留米市の 「滞納なし証明」が必要になります。 |
| 本人確認書類 【個人事業者のみ】 | 運転免許証(住所変更等の記載がある場合は両面)、 運転経歴証明書、マイナンバーカード 等の写し |
| 対象店舗を運営していることが確認できる書類 | 各種営業許可証、履歴事項全部証明書、個人事業の 開業届出書 等の写し |
| 写真1、2 | 社名や店舗名の入った外景写真及び内景写真の2枚 |
| 写真3 ※2 | 工事予定場所の写真、物品設置予定場所の写真等 |
| 見積書 ※2 | 費用明細がわかる書類の写し |
| 補助対象事業の機能等がわ かる書類 | 店舗等図面、機能や仕様がわかるカタログ 等 |

- ※1 市外事業者の方で、久留米市内に事業所等がある方は、久留米市に「家屋敷事業所課税市県民税」の申告が必要な場合があります。
- ※2 事後申請の場合は、省略することができます。

2. 実績報告

交付決定後に感染防止対策強化の取り組みを実施し、完了した日の翌日から起算して、1ヶ月を経過した日または令和4年1月31日(月)のいずれか早い日までに、 【**別表3**】に記載の実績報告書類を郵送してください。

| 【別表3】提出書類 | 備考 |
|----------------------------|---|
| 実績報告書 | 【第7号様式】 |
| 支出した経費の事実を証明 する領収書等 | 領収書は、原本の提出が必要です。 領収書は、発行日や 総額だけではなく、機器等の単価や個数、規格(型番)等 内訳が分かる必要があります。 |
| 補助対象事業を実施したことが確認できる写真 | 工事完了後の写真、物品設置後の写真等 |
| 着工及び竣工した日がわか る書類【工事の場合】 | 契約書、工事完了届出書 等 |
| 納品した日がわかる書類 【物品購入の場合】 | 納品書 等 |

<留意事項>

- □ 領収書は、市が確認後に写しを取り、原本を返却します。
- クレジットカードによる支払いの場合、令和4年1月末までに引き落としが完了している 必要があります。令和4年1月末以降に引き落としになった場合は補助対象に含めること ができなくなりますので、ご注意ください。なお、クレジットカードによる支払いは、一括 払いに限ります。
- □ ネット決済の場合、振込完了画面(振込先名義、口座番号、日時等の取引履歴画面が 記載されているもの)を印刷したものを送付してください。領収書がない場合は、通帳又 は当座勘定照合表もあわせて提出をお願いします。
- □ 必要に応じて、追加の資料を求めることがあります。
- 実績報告書類の審査の結果、適正と認められるときは、補助金の額を決定し、確 定に関する通知を送付いたします。(交付決定額と同額の場合は、通知を省くこ とがあります。)

3. 補助金の請求

補助金等確定通知書を確認のうえ、確定通知に同封している請求書に必要事項を記入・押印のうえ郵送してください。

※振込希望口座の金融機関名、口座番号、口座名義(カナ)が確認できる通帳のページ の写しを合わせて提出してください。(申請者名義の口座に限ります。)

対象外経費

以下の経費は補助対象外経費となります。

| 対象外経費 | | |
|---------------------------|-----------------------------------|--|
| 消費税等の租税公課、各種保証・保険料 | ポイントカード等によるポイントでの支払い | |
| 振込手数料、送料、代引手数料 | 申請者自身の工事施工、申請者自身が製造した物品の購入等 | |
| 一般価格や市場相場と比べて著し<高額 な場合 | 店舗規模に対して購入点数が著しく多い 場合や性能が過大なもの | |
| マスク、消毒液などの消耗品 | その他、市が対象外と判断したもの | |

その他

- 1. 交付決定を受けた後、本事業の経費や内容を変更しようとする場合又は本事業を中止する場合には、事前に市の承認を得なければなりません。
- 2. 必要に応じ、本補助金が適正に活用されているか確認を行うため、書類の追加提出及び説明を求める場合や、現地確認等を行う場合があります。
- 3. 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件 を満たさないことが発覚した場合、補助金の交付決定を取り消します。この場合、補助 金の支給を受けていた申請者は、久留米市に補助金の全部または一部を返還しなけ ればなりません。
- 4. 補助対象事業に係る全ての書類等の情報を補助事業の完了の日の属する年度終了 後5年間保管し、閲覧・提出することについて協力しなければなりません。
- 5. 取得した財産は、原則として市の承認を得ずに取得財産を処分してはなりません。ただし、取得財産の耐用年数を勘案して相当な期間を経過した場合は、この限りでありません。

補助金に関するお問合せ先

平日9時から17時まで

久留米市事業者支援金コールセンター

☎ 0942-30-9828 FAX 0942-30-9757

Mail hojokin@city.kurume.fukuoka.jp



久留米市感染症拡大防止対策強化補助金



補助金の水増し請求などは、不正受給になります。

補助金を悪用した詐欺まがいの営業多発

知らないうちに犯罪に

補助制度を悪用した、詐欺紛いの営業が多発しています。この制度は3分の1の自己負担が発生します。

工事費用が0円になる等の話に乗り、実際の費用と異なる金額で申請するなど、事実と異なる申請を行うと、不正請求となる可能性があります。

不審な電話や営業があったときは、甘い話に乗らず、きっぱりと断ってください。

